

資料編

みんなで作る加東きらめき★プラン



I 加東市の概況	156
1 地理的概況	156
2 人口と生活圏	158
3 産業	159
4 歴史・文化	161
5 行財政	163
II アンケート調査	165
1 アンケート調査の目的	165
2 中学生アンケートの概要	165
3 市民アンケートの概要	173
III 計画策定関連資料	182
・協働の計画づくりの経緯	182
・加東市総合計画審議会条例	183
・諮問書	185
・答申書	186
・加東市総合計画審議会委員名簿	187
・まちづくり市民会議設置要綱	188
・まちづくり市民会議提言書	190
・まちづくり市民会議委員名簿	201

I 加東市の概況

1 地理的概況

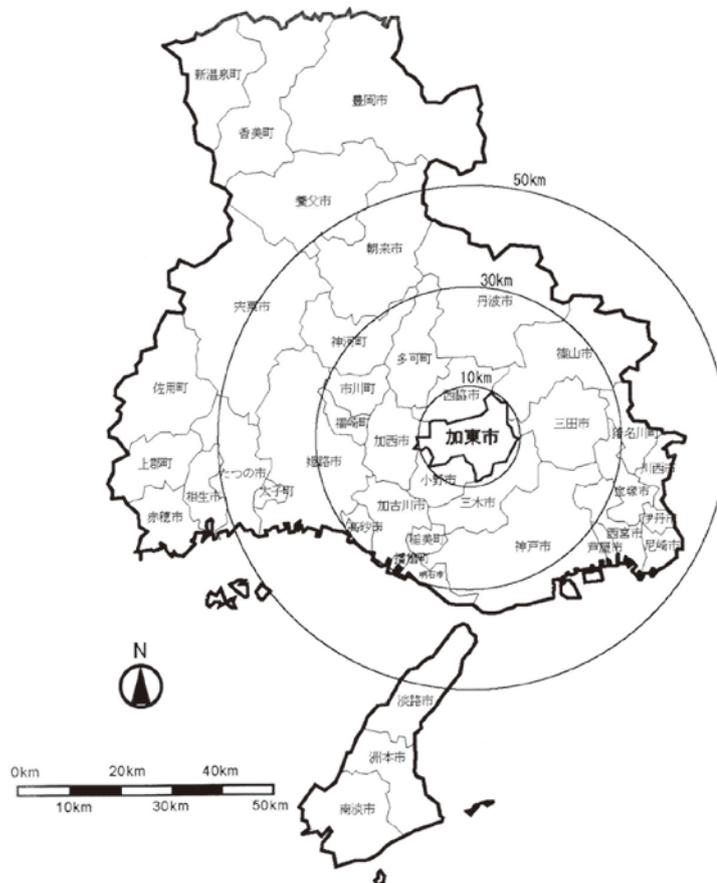
(1) 位置と面積

- ・兵庫中央部やや南よりに位置し、東は篠山市、三田市、南は三木市、小野市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は 157.49km²である。

(2) 地形・地勢

- ・北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などを形成している。
- ・加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には嬉野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。
- ・加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが地域を潤しながら流れている。
- ・多数のため池が築造されており、農業用水として活用されるとともに、自然環境との接点として幾多の生物に生息の場を与えている。
- ・北東部地域一帯は清水・東条湖・立杭県立自然公園に指定されており、野鳥の生息地でもある。

加東市の位置



(3) 気 候

- ・瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候となっている。
- ・台風や降雪による災害も少なく、瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多くなっている。
- ・晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴がある。

(4) 交通条件

- ・市の中央部を東西方向に国土幹線である中国自動車道が走り、ひょうご東条インターチェンジと滝野社インターチェンジの2つの玄関口を有し、阪神地域と直結している。
- ・兵庫県の幹線道路である国道 175 号や国道 372 号が広域圏をつなぎ、物流の拠点となっている。
- ・市の西部を南北に JR 加古川線が通っており、電化による沿線地域の環境向上も図られ、通勤・通学に活用されている。

(5) 土地利用

- ・土地利用状況を有租地（課税対象となっている土地）で見ると、山林が占める割合が最も多く、次いで田となっている。
- ・非課税となっている公共空間などを含む全土地でみた場合、「その他」が 50.5%となっており、播磨中央公園など豊かな緑の空間や道路などの公共施設空間が多いことを示しているといえる。

土地利用状況と地目別割合

平成18年1月1日現在(単位:ha)

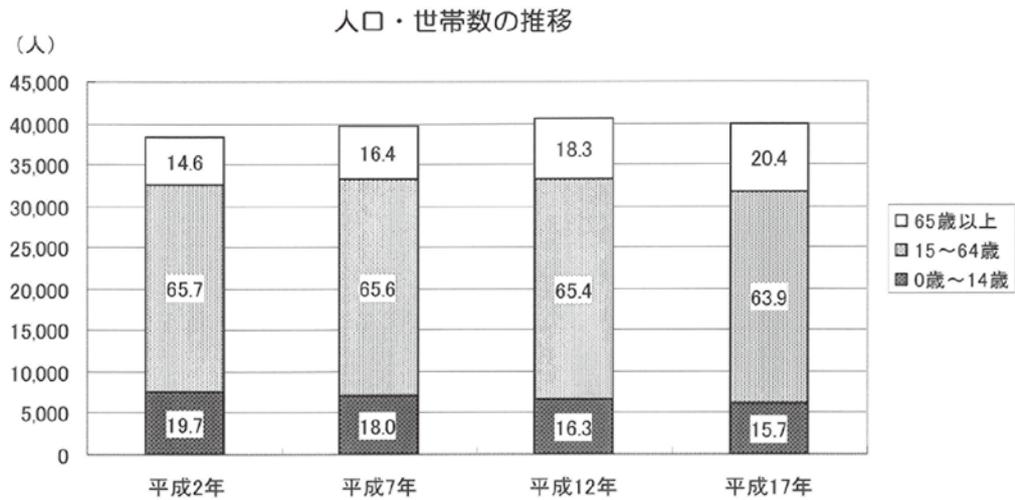
総面積 (Km ²)	田	畑	宅地	山林	原野	その他
157.49	2,792	186	924	3,647	253	7,947
100.0%	17.7%	1.2%	5.9%	23.1%	1.6%	50.5%

資料：「兵庫県統計書」

2 人口と生活圏

(1) 人口と世帯

- ・人口は、平成12年のピークを境に近年は減少傾向が続いている。
- ・平成17年の国勢調査時点における65歳以上の高齢者の割合は20.4%となっており、兵庫県全体の19.8%、北播磨地域の21.6%の間の割合を示している。
- ・世帯数は、核家族化により増加傾向にある。



各年10月1日現在

年	世帯数	人口		
		総数	男	女
昭和45年	7,392	32,149	15,475	16,674
昭和55年	8,532	34,275	16,669	17,606
平成2年	10,323	38,270	18,788	19,482
平成7年	11,577	39,743	19,539	20,204
平成12年	12,773	40,688	19,961	20,727
平成17年	13,155	39,970	19,578	20,392

資料：「国勢調査」

3 産 業

(1) 農 業

- ・本市の農家数は年々減少している。特に兼業農家の減少率が大きく、10年間に第1種兼業、第2種兼業をあわせて計1,100戸以上が離農している。

農家人口と農家数の推移

年	農家人口	農家総数	専業農家	各年2月1日現在(単位:人、戸)			
				兼業農家			自給的農家
				計	第1種兼業	第2種兼業	
平成2年	17,712	3,753	188	3,565	102	3,463	—
平成7年	15,850	3,452	187	3,265	182	3,083	—
平成12年	15,052	3,302	168	2,413	83	2,330	721
平成17年	12,794	3,044	248	2,108	150	1,958	688

資料:「兵庫県農林水産統計年報」

注:「専業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者が1人もいない農家をいう。

「兼業農家」とは、世帯員のうち兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

兼業農家のうち、自営農業所得が兼業所得を上回る農家を「第1種兼業農家」といい、兼業所得が自営農業所得を上回る農家を「第2種兼業農家」という。

「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいい、平成12年から独立して示している。

(2) 工業・商業

- ・本市に立地する事業所で最も多いものは、卸売・小売業であり、次いでサービス業、以下、製造業、飲食店・宿泊業、建設業となっている。
- ・中国自動車道インターチェンジ周辺並びに国道175号沿道に整備されている工場団地などでは多くの企業の立地が進み、特に東条ニュータウンインターパークでは、新産業誘致の受け皿になっている。

事業所数とその割合

(単位:事業所)

業 種	合 計	
	数	割合
総 数	1,953	100.0%
農 林 漁 業	5	0.3%
鉱 業	0	0.0%
建 設 業	234	12.0%
製 造 業	329	16.8%
電 気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1%
情 報 通 信 業	6	0.3%
運 輸 業	50	2.6%
卸 売 ・ 小 売 業	526	26.9%
金 融 ・ 保 険 業	12	0.6%
不 動 産 業	63	3.2%
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	238	12.2%
医 療 ・ 福 祉	77	3.9%
教 育 ・ 学 習 支 援 業	39	2.0%
複 合 サービス 事業	11	0.6%
サービス業(他に分類されないもの)	361	18.5%

資料:「平成16年事業所・企業統計調査報告」

卸売業・小売業・飲食業の推移

(単位:店、人、百万円)

年	卸売業			小売業			飲食業		
	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額
昭和 47 年	52	357	7,613	620	1,644	7,275	106	259	370
昭和 57 年	101	709	50,086	524	1,581	21,801	152	472	2,212
平成 3 年	119	830	71,494	514	1,836	39,353	153	677	3,502
平成 11 年	106	814	83,589	471	2,473	44,686	—	—	—
平成 16 年	92	693	44,285	435	2,551	41,826	—	—	—

注：飲食業については平成 4 年以降は調査されていない。資料：「平成 16 年商業統計調査」

(3) 観光

- ・本市への入込客数は、平成 8 年にいったん減少したものの、平成 13 年調査では 10 年前の水準を上回り、平成 17 年調査でもその傾向を維持している。9 割以上が日帰り客となっており、近年では、県内からの来客が県外客を上回る割合になっている。
- ・本市には、県内最大の公園である播磨中央公園をはじめ、ゴルフ場、「滝野温泉ほかぼ」「東条温泉とどろき荘」などが立地している。
- ・清水・東条湖・立杭県立自然公園は、丹波・篠山地方への観光ルートの玄関口的な役割を果たしており、阪神地域居住者の気軽な週末余暇・レクリエーションの場として機能している。

入込客数の推移

(単位:千人)

年	総入込数	形態別入込数			
		日帰り・宿泊別		居住地別	
		日帰り客	宿泊客	県内客	県外客
昭和 56 年	1,588	1,399	189	940	648
平成 3 年	2,886	2,658	228	1,421	1,465
平成 8 年	2,586	2,366	220	1,268	1,318
平成 13 年	2,899	2,677	222	1,664	1,235
平成 17 年	2,878	2,650	228	1,881	997

資料：「観光客動態調査」

4 歴史・文化

(1) まちの歴史

- ・市域内には、新石器や縄文・弥生の遺物、さらには 600 基に余る古墳が残され、先史時代から栄えた地であったことを物語っている。また、「播磨国風土記」の賀毛郡起勢・穂積・端鹿の里の条や、滝野荘・厚利荘の記録には古代の様子がしのばれ、都から西国へ通じる京都街道が市域を貫通して多くの史跡や文化を育んできた。
- ・中世には、三草山合戦、光明寺合戦、播磨安国寺の創設など、日本の歴史を動かす事項が展開された。嘉吉の乱で赤松氏が亡ぶと戦国時代に突入、各地に土豪が割拠した。三木合戦を経て近世に入ると、豊臣氏や池田氏、浅野氏の支配の後、三草藩や旗本領、さらに遠国大名の飛領という分裂支配の典型を示した。その間、物資交易の町場としての社、加古川舟運の基地滝野など、経済的にもめざましく発展した。
- ・近代に入ると、酒造米の増産、養蚕事業、葉煙草栽培の導入にみられる農業経営の多角化、さらには繊維工業、釣針、鯉のぼり製造などの地場産業が活況を呈した。また中小銀行の設立、播州鉄道の開通、道路網の整備も軌道に乗り近代化がさらに進んだ。教育面でも、早くも明治 10 年代には国民皆学が実現、後に県立社高等女学校の中等教育も設けられている。
- ・太平洋戦争後、農地改革の実施とともに農業技術・経営も一段と飛躍し、昭和 26 年には待望の鴨川ダムが完成した。40 年代に入ると、中国自動車道の開通を機に工業団地を開発、現在では先端産業を中心に多くの企業が操業している。

(2) 自治体の歴史

- ・徳川幕府が倒れた慶応 4 年 4 月、兵庫県（第 1 次）の出張所が社村に設けられた。次いで明治 3 年には廃藩置県で三草県、姫路県などが誕生したが、翌 4 年に市域は飾磨県の管下に置かれた。そして 9 年には兵庫県（第 3 次）に統合。12 年に「郡区町村編成法」の施行で旧加東郡が発足し、22 年には「町村法」が実施され 9 か村となった。
- ・町制施行は旧社町が明治 45 年、旧滝野町は大正 14 年に実施となった。戦後の昭和 28 年制定の「町村合併促進法」に基づき、県は加東郡内 15 町村を 3 ブロックとする第 1 次合併計画試案を提示。町村合併促進審議会などで検討した結果、「滝野町」（昭和 29 年 3 月）、「社町」（昭和 30 年 3 月）、「東条町」（昭和 30 年 3 月）の 3 町が順次成立した。
- ・明治以降、社町には各種官公庁が置かれたが、現在でも国・県の出先機関や大学、研究所などが 30 余りを数え、行政・文教都市として生まれ変わっている。
- ・平成 18 年 3 月 20 日、平成の大合併により、加東郡社町、滝野町、東条町が合併し、加東市が誕生した。

加東市を構成する旧 3 町の合併前（1950 年）の旧町村名

合併前の旧町名	社 町				
旧町村名	社町	福田村	米田村	上福田村	鴨川村

合併前の旧町名	滝野町		東条町	
旧町村名	滝野町	加茂村	上東条村	中東条村

【参考】第1次合併計画試案（兵庫県、昭和28年）

1	社町、加茂村、滝野町、福田村、上福田村
2	小野町、河合村、来住村、市場村、大部村
3	下東条村、中東条村、上東条村、米田村、鴨川村

(3) 文化

- ・西国霊場25番札所御嶽山清水寺は、推古天皇35年（627）に法道仙人開基と伝える古刹で、数々の伝説とともに重要文化財級の太刀、経典、文書類を保管している。鹿野山朝光寺の本堂は方七間、和様と唐様を混合した室町初期の折衷様式で、国宝指定を受け、鐘楼も重要文化財である。
- ・建造物には黒谷の若宮八幡宮本殿（重要文化財）、上鴨川の住吉神社本殿（同）、秋津薬師堂（県指定重要有形文化財）、石造物では上田の大芋神社明神鳥居（県指定重要有形文化財）、河高住吉神社の石造明神鳥居（同）があり、いずれも貴重なものである。また、仏像では光明寺遍照院の銅造如来坐像（重要文化財）、能面は上鴨川住吉神社の神事能面（県指定重要有形文化財）が知られている。
- ・民俗芸能では、上鴨川の住吉神社神事舞（国指定重要無形民俗文化財）は、中世の田楽・能楽の様式をとどめ、朝光寺鬼追踊（県指定重要無形民俗文化財）も室町期に起源を発する五穀豊穰・無病息災を祈るものとして、地域の人々に大切に継承されている。秋津住吉神社の秋津百石踊（県指定重要無形民俗文化財）は、室町中期に流行した念仏踊に源を発するといわれている。
- ・三草山古戦場、光明寺古戦場、安国寺の首塚、観音寺の義士碑、三草藩武家屋敷、新町高瀬舟船着場跡なども由緒ある記念物として親しまれている。その他、名勝闘竜灘、東条湖、播磨中央公園などへも憩いを求める人々が年々増えている。
- ・平成19年に、ふるさとの文化財・史跡の価値を再認識し、「世界に一つ！加東遺産」として、次の10か所が選定された。
 - ①安国寺と足利義教の首塚 ②上鴨川住吉神社と神事舞 ③観音寺と赤穂義士菩提所
 - ④清水寺と巡礼 ⑤光明寺 ⑥佐保神社 ⑦朝光寺と鬼追踊 ⑧東条湖と秋津富士
 - ⑨闘竜灘と鮎漁 ⑩三草山と丹波道

5 行財政

(1) 歳入・歳出（普通会計ベース）

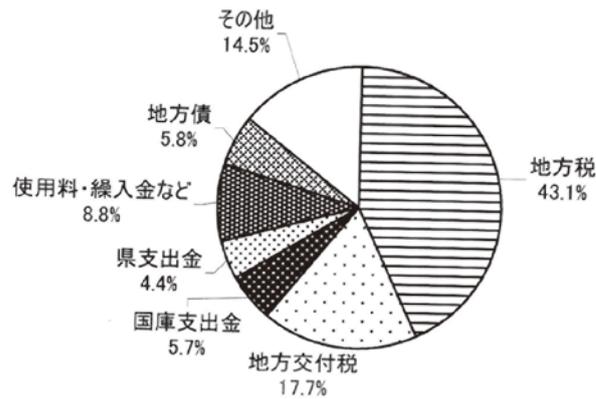
・平成18年度の普通会計における歳入総額は、165億円となっている。

(単位:百万円、%)

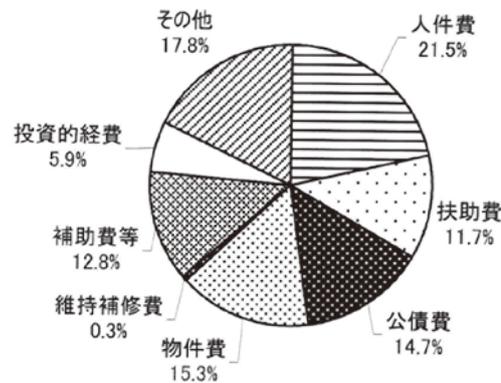
歳入合計				歳出合計			
	地方税の割合	地方交付税の割合	地方債の割合		人件費の割合	公債費の割合	投資的経費の割合
16,472	43.1	17.7	5.8	15,764	21.5	14.7	5.9

歳入・歳出決算状況(平成18年度)

歳入決算状況



歳出決算状況



(2) 財政指標

- ・経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、都市では80%程度、町村では75%程度が妥当とされているが、近年全国的に比率が高くなっている。平成18年度の加東市では、90.9%となっている。
- ・財政力指数は、標準的な水準で行政を行う場合に要する経費を標準的に収入しうる財源でどの程度賄えるかを示したもので、1に近い団体ほど余裕があるということになる。平成18年度の加東市では、0.802となっている。

加東市の財政指標（平成18年度）

地方債現在高		積立金現在高		経常収支比率	財政力指数	実質公債費比率
人口1人当たり	人口1人当たり	人口1人当たり	人口1人当たり			
(百万円)	(千円)	(百万円)	(千円)	%		%
18,865	470	4,645	116	90.9	0.802	18.2

平成18年度決算：普通会計ベース
 基準人口：平成18年4月1日 住民基本台帳

- ※「経常収支比率」とは、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源総額に占める割合である。
- ※「財政力指数」とは、「基準財政収入額」／「基準財政需要額」で求められた数値の過去3か年間の平均値をいう。
- ※「基準財政収入額」は、地方自治体が標準的に収入しうると考えられる地方税などのうち、基準財政需要額に対応する部分とされ、標準税率で算定した当該年度の収入見込額の100分の75の額とされている。
- ※「基準財政需要額」は、地方自治体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額とされている。
- ※「実質公債費比率」とは、平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費類似経費を算入している。